

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示

2024 年診療報酬改定に伴い、悠久訪問看護ステーションは、近畿厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 1 3 項の規定によるオンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに係る施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求の実施
2. 健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定するオンライン資格確認を行う体制管理
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することでより質の高いサービス提供を行います
（ア）看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護・指導を実施します
（イ）マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施します
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載しています

2024 年 6 月 1 日
悠久訪問看護ステーション
管理者 辻 寿枝